

静岡県告示第274号

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第1 趣旨</p> <p>知事は、地域の実情に応じた介護サービス提供に係る体制の整備の促進を図るため、介護サービス提供体制整備促進事業を行う法人その他の団体（以下「事業者」という。）<u>及び</u>市町等（市町及び市町のみにより組織される一部事務組合をいう。以下同じ。）並びに介護サービス提供体制整備促進事業を行う事業者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>知事は、地域の実情に応じた介護サービス提供に係る体制の整備の促進を図るため、介護サービス提供体制整備促進事業を行う法人その他の団体<u>及び知事が別に定める要件を満たす者</u>（以下<u>これらを</u>「事業者」という。）<u>並びに</u>市町等（市町及び市町のみにより組織される一部事務組合をいう。以下同じ。）並びに介護サービス提供体制整備促進事業を行う事業者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表1中「(1) 大規模特別養護老人ホーム」を「(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する老人短期入所施設」に、

「

(5) 地域密着型特別養護老人ホーム
(6) 小規模介護老人保健施設
(7) 小規模介護医療院
(8) 小規模軽費老人ホーム
(9) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設
(10) 認知症高齢者グループホーム
(11) 小規模多機能型居宅介護事業所
(12) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
(13) 生活支援ハウス
(14) 有料老人ホームへ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの
(15) サービス付き高齢者向け住宅へ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの

を

「

(5) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する老人短期入所施設
(6) 小規模介護老人保健施設
(7) 小規模介護医療院
(8) 小規模軽費老人ホーム
(9) 認知症高齢者グループホーム
(10) 小規模多機能型居宅介護事業所
(11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
(12) 生活支援ハウス
(13) 有料老人ホームへ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの
(14) サービス付き高齢者向け住宅へ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの

に改める。

」

別表 2 中「(1) 大規模特別養護老人ホーム」を「(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する老人短期入所施設」に、

(5) 地域密着型特別養護老人ホーム	(5) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する老人短期入所施設
(6) 小規模介護老人保健施設	(6) 小規模介護老人保健施設
(7) 小規模介護医療院	(7) 小規模介護医療院
(8) 小規模軽費老人ホーム	(8) 小規模軽費老人ホーム
(9) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設	(9) 認知症高齢者グループホーム
(10) 認知症高齢者グループホーム	(10) 小規模多機能型居宅介護事業所
(11) 小規模多機能型居宅介護事業所	(11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
(12) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	(12) 生活支援ハウス
(13) 生活支援ハウス	(13) 有料老人ホーム
(14) 有料老人ホーム	(14) サービス付き高齢者向け住宅
(15) サービス付き高齢者向け住宅	

に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。